

## ○議事日程（第2号）

令和7年9月17日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第58号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第4 議案第59号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第5 議案第60号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第6 議案第61号 関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第62号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第63号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第64号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第65号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第66号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第67号 令和7年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第68号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第69号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第70号 令和7年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第71号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第72号 令和7年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第73号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第74号 令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第75号 令和6年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第76号 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第22 議案第77号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第78号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第79号 令和6年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第80号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第81号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について
- 日程第27 議案第82号 令和6年度関ヶ原町公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第28 議案第83号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第29 町議第4号 再審法改正を求める意見書について

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

#### ○出席議員（8名）

1番	北 村 一 磨 君	2番	吉 田 仁 君
3番	子 安 健 司 君	4番	中 川 武 子 君
5番	田 中 由紀子 君	6番	松 井 正 樹 君
7番	谷 口 輝 男 君	8番	高 木 博 之 君

#### ○欠席議員（なし）

#### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	藤 田 栄 博 君
教 育 長	渡 邊 勝 敏 君	参事兼総務課長	澤 頭 義 幸 君
企画政策課長	高 木 久之郎 君	地域振興課長	関 東 正 晃 君
会計管理課長 兼税務課長	福 安 健 司 君	住 民 課 長	西 村 克 郎 君
産業建設課長	兒 玉 勝 宏 君	水道環境課長	坂 東 崇 君
診療所事務局長 兼医療保健課長	小 畑 政 治 君	教 育 課 長	徳 永 英 俊 君
西 消 防 署 長	桐 山 潤 君	古戦場活用推進課長	安 部 樹 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 難波真哉 記 西尾英典  
書 記 西村里美

## 開議の宣告

○議長（松井正樹君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番 吉田仁君、3番 子安健司君を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

○議長（松井正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

1番 北村一磨君。

[1番 北村一磨君 一般質問]

○1番（北村一磨君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

質問項目、歴史と芸術が融合する芸術の町、関ヶ原の推進について。

質問要旨、関ヶ原町は御存じのとおり、天下分け目の戦いの地として全国、さらには世界的にも有名な歴史資源を有しています。毎年開催される関ヶ原合戦まつりをはじめ、歴史を生かした観光施策は、一定の成果を上げていると承知しております。しかし、観光客の動向を見ますと、歴史好きの方に限られ、リピーター確保や滞在時間の延長には課題があります。そこで、歴史という強みを生かしつつ、芸術を掛け合わせることで関ヶ原町の新しい魅力を発信できると考えます。芸術の町、関ヶ原という新たなブランドを打ち出すことで観光の多様化、町民の文化的充実、移住・定住、さらには子どもたちへの教育効果など幅広い波及効果が期待できると考えます。

近年、全国の各地で芸術祭やアートイベントを通じた地域活性化が注目されています。例えば、新潟県の「大地の芸術祭」や香川県の「瀬戸内国際芸術祭」などは、地域資源を生かしたアートによって国内外から多くの観光客を呼び込み、地域経済に大きな効果をもたらしています。関ヶ原町でも合戦に関する歴史と芸術を融合させることで、歴史ファンだけでなく芸術や文化を求める新たな層を呼び込むのではないでしょうか。また、町民にとっても芸術文化に触れる機会が増えることは、豊かな暮らしや誇りの醸成につながると考えます。

そこで、以下の5項目について町長にお伺いします。

1. 芸術の活用方針について。

今年の夏、全国から美術大などで石彫を学ぶ学生15人が関ヶ原に訪れ、実践的な技術を学ぶ石彫サマーキャンプが3日間行われました。参加された学生の中には、将来関ヶ原で制作活動がしたいという方も見えたそうです。関ヶ原町には石材や製作所など世界に誇る地場産業があり、石彫を通じて関ヶ原町を芸術の町として位置づけ、歴史と芸術を組み合わせた観光施策を展開することについて、町としてどのようにお考えでしょうか。

2. アートイベントの可能性について。

町内の史跡や自然を生かしたアートイベントや芸術祭を開催する構想はありますか。また、実施に向けた課題と解決策はどうお考えでしょうか。

3. 空き家や公共施設の活用について。

町内の空き家や未利用施設をアーティストの滞在制作拠点やギャラリーとして活用することについて、町として検討している取組があればお聞かせください。

4. 教育と地域文化の醸成について。

子どもたちが芸術に触れる機会を増やすために、学校教育や地域活動と連携した芸術体験プログラムを導入することについて、町の考えを伺います。

5. 情報発信、ブランド戦略について。

歴史の町から歴史と芸術の町へとブランドを拡張することについて、今後どのような情報発信、プロモーションを考えておられるか、ビジョンがあればお聞かせください。

関ヶ原町は日本の歴史において特別な存在であり、その価値をさらに高める可能性を秘めています。歴史という大きな資産に芸術という新たな価値を加えることで、町の魅力を国内外に発信し、地域経済や文化の発展に寄与できると確信しております。

以上、町長の積極的な答弁をお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、答弁をさせていただきます。

芸術と歴史が融合する芸術の町、関ヶ原の推進についてお答えさせていただきます。

関ヶ原町では、以前に3回の石彫シンポジウムを関ヶ原石材と共に開催し、その作品は関ヶ原の山並みに、あるいは公共施設空間ですばらしい調和を見せております。また、関ヶ原製作所では、せきがはら人間村として芸術の薫り高い事業所環境整備を進められ、四季折々に見せる広大な緑地と美術作品の公開をしていただくとともに、町が進める古戦場グランドデザイン事業にも歩調を合わせていただいているところでございます。

そのような中、御質問の5項目についてお答えさせていただきます。

まず1点目の、芸術の活用方針についてでございますが、まず、石彫サマーキャンプについ

ては、町としても有意義な取組であることから、支援をしていきたいと考えております。また、芸術の町としての位置づけについては、現在、総合計画、総合戦略等においてそのような位置づけはされておりませんが、今後の推移を見守り、町民の間でも盛り上がりの機運があれば、位置づけることも考えてまいりたいと思います。

2点目の、アートイベントの可能性についてでございますが、町としてアートイベントの開催構想は今のところありませんが、石彫やせきがはら人間村の活動とか、最近、町で見かけるシャッターに絵を描かれた例など町内にも芸術の薰りはあるわけでございますので、どのような取組ができるか考えてみたいと思います。ただ、継続的なアートイベントを今後進めるのであれば、行政主導ではなく、民間による取組に期待したいと思います。

3点目の、空き家や公共施設の活用についてでございますが、空き家バンクに登録された物件については、職種や利用方法を問わず柔軟に対応しており、アーティストが制作拠点として利用されることは、周辺の住民に迷惑を及ぼすことがなければ推奨していきたいと思います。また、未利用施設について、アーティストの拠点やギャラリーなどに活用することは、町としての方針はいまだ決めておりませんが、具体的な問合せ等があれば考えてまいりたいと思います。

4点目の、教育と地域文化の醸成についてですが、子どもたちが芸術に触れる機会を広げることは、豊かな感性や創造力を育み、将来にわたって心豊かに生きる力を培う上で大変重要であると考えております。また、地域の資源を活用することによる郷土愛の醸成、世代を超えた交流による地域コミュニティーの強化にも結びつくものと考えております。

町といったしましては、教育委員会と連携し、地域、関係団体などの協力を仰ぎながら、子どもたちが多様な芸術体験を積み重ねられるよう、その充実に努めてまいります。

5点目の、情報発信、ブランド戦略についてでございますが、町としては、現在まで歴史と自然や古戦場の町を中心として、各種取組やシティプロモーションとして情報発信やブランド戦略を進めており、芸術の町という方向にブランドを拡張するには、現在の取組に併せて、住民の自主的な文化・芸術活動の活性化が必要だと考えております。

いずれにいたしましても、冒頭申し上げましたとおり、芸術についての取組の盛り上がりというものが需要でありますので、今後の状況を踏まえながら幅広く検討してまいりますので、御理解いただきますようお願ひいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

[1番議員挙手]

1番 北村一磨君。

○1番（北村一磨君） 答弁ありがとうございました。

冒頭に、3回行われた石彫シンポジウムがあったというお話をすけれども、それが3回で終

わってしまった経緯とか課題等がもしあれば教えていただきたいのと、あと、空き家や未利用施設ということではぱつと思いつくのが今、今須小中学校の教室であったりとか、休園になっている今須保育園等がありますので、そういったところを活用できたらなあというふうに考えておりますので、その辺をどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいのと、あとアートイベントの開催に関してですけれども、今後整備される旧北小学校の跡地ですね。指定地外ゾーンというところがあると思いますので、そういったところにも石彫を置いたりとか、関ヶ原町の南の玄関であります関ヶ原インターを出たところ等に甲冑をモチーフにした石彫などでおもてなしженできたら、歴史の町に来たなというような感じも観光客に持っていただけるのではないかなあというふうに考えております。

また、教育に関してですけれども、ぜひとも関ヶ原の小・中学生の子たちには、石材ですか製作所、また高木工房などを見学してもらって、そういった石彫とか芸術を身近に感じてもらいたいなど。教育の面では非常に有意義なことだと思いますので、ぜひとも教育プログラムのほうに導入していただければと思っております。

総合戦略に今計画がないというお話でしたけれども、関ヶ原町の総合計画の後期基本計画の中の基本目標の5. 心豊かな人を育てるまちづくりの中の4の、文化・芸術・文化財という項目がありますけれども、こちらの中にも文化・芸術に触れる機会の充実ということで、「魅力ある文化行事・イベントの企画・開催や作品展示場の整備・確保を図ります」というふうに書かれています。ぜひともこういったことに対して計画を立てていただければなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） まず、石彫ですね。過去3回行っておりますが、3回で終わってしまった経緯といいますか、大きなところがバブルの崩壊というところで、関ヶ原石材において、それ以前に積極的に協力していただいていたんですが、ちょっと景気が悪くなったということで厳しくなったということと、もう一つは、完成した作品をどこに置くかということで、非常に場所が限られている状況の中でそんなにたくさん置けないということで、それをどうやっていくかということも課題になっておるということは聞いております。

いずれにいたしましても、3回で終わってしまったということは非常に残念だったわけですから、それで、その後もやりたいという要望というのはたくさんいただいておるわけですけれども、やはりそういった経済的な事情があつて継続できなかつたということでございます。

それから、石彫とかそういう芸術活動は町内の各施設を使ってという御提案でございますが、先ほども申し上げましたとおり、いまだ活用方針が決まっていない施設についてそういう御申出等があれば、それは対応してまいりたいと。以前にも旧北小学校を活用できんかというお話

があったんですが、合戦の町としての位置づけを北小周辺でやっていたと、そこで作品を造るのはいいんですけども、石彫であるとか音とか、そういうことでちょっとどうかなあということでお断りさせていただいた経緯もございます。

しかしながら、今須小中学校であるとか、そういう観光客という関係からいうと、制作過程を見ていただくという面ではある意味いいところではあるかもしれないんですけども、歴史の観光という位置づけからいうと、場所を考えながらやっていかなければならないだろうというふうに思っているところでございますので、そういうところを考えていきたいと思います。

それから、石彫等のアートイベントの作品ですね。先ほど旧北小の周辺であるとか、インターの周辺であるとか言わされましたけれども、御存じのとおり旧北小周辺は史跡地になっておりまして、以前にも仮置きという形で許可をいただいた経緯がございますけれども、いつまで置いておるんやということで撤去をしろという文化庁からの御指摘をいただいて、移設をした経緯がございます。そんなことから、史跡地には置けない、これが非常に大きなネックになっておりまして、実は話がちょっとそれますけれども、私も、石彫の石像だけじゃなしに武将の銅像を置きたいということで考えておったんですけれども、史跡地ということでなかなかそれが実現できないということでございまして、非常に残念でありました。

それから、インターというお言葉が出ましたけれども、実はインターの出口のところに以前、石彫の作品を置かせていただいたおったんですが、地震の関係で安全確保という面から、インターのほうから撤去を申し込まれまして、移設をさせていただいた経緯がございまして、なかなか道路際に置くということについては非常に難しい面があるんだなあということを理解したところでございまして、そういうことからも、インターの周辺と言われても道路に影響がないところを探しながらということとか、そういう安全配慮を考えながらやらなきやいけないというふうな状況でございますので、石彫作品の設置場所についても今後検討というか、十分な考えを持って臨まないと、後々作品は造ったけれども、どこに置くんやという問題が出てまいりますので、そこら辺は十分な検討が必要だろうと思っております。

それから、小・中学生の見学という話でございますが、これについては積極的にやっていければいいんではないかなと思っておりますし、製作過程を見ていただくことも十分に効果がありますし、例えば関ヶ原石材が扱っている石ですね、今はちょうどいろんな石を展示されておりますので、石の種類を見るだけでも、これを一つ見るだけでも芸術的な要素になろうかというふうに思っておりますので、これについては、また教育長のほうと相談させていただいて、導入を図っていければというふうに思っております。

芸術の確保という面のお話がございましたけれども、それについては現在も、毎年関ヶ原町美術展、北村議員も書道で出展をされておりますけれども、以前に比べまして出展作品が非常

に減ってきていると同時に、制作等に携わっておられる方といいますか、趣味としてやられている方のなかなか裾野が広がっていない状況でございまして、そういった意味で、町の盛り上がりというのは非常にちょっと厳しい状況かなあと思っておりますが、近年ちょっと若い方もちょっとずつ参加をされるようになってきておりますので、そういう流れをもっと育むといいますか醸成をさせていただいて、芸術の文化の薫りの高い町というか、そんな人がたくさんおられるような状況になっていければ、自然と盛り上がりというものもしていくんじゃないかなと、そんなふうに思っておりますので、ぜひとも多くの方が自分の趣味として芸術に携わるという、そんなことができれば非常にいいなあと思っておりますので、またそういった方向を探ってまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（松井正樹君） 再々、ありますか。

再々質問を許します。

[1番議員挙手]

1番 北村一磨君。

○1番（北村一磨君） 旧北小学校の跡地に関しては、先ほども言いました指定地外ゾーンだったら置けるかなというふうに思いますので、またその辺りも検討していただければなと思います。また、今建設中の子育て支援センターにも何かそういった石彫なんかも置ければいいかなというふうに考えておりますので、またそういったところで置ける場所を検討していただければなと思っております。

また、先ほど再質問の中で申し上げた総合戦略の中にも文化・芸術に触れる機会とかそういう活用というふうにも明記がございますので、ぜひともやっていただきたいなと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

あと、総合戦略に関して、もし将来的な何か検討があれば。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 総合戦略の中に確かに記述がありますけれども、たしか2行ほどしかなかったんではないかなと思います。今までの取扱いとしてはそのような程度であったということで、改めて取り組む方針、検討していくことになろうかと思います。決して芸術をないがしろにしているわけじゃないんですけども、関ヶ原町の状態として、先ほども申し上げましたとおり、まだまだ盛り上がりはちょっと欠けている状況でございますので、何とか裾野を広げながら芸術の薫り高いというか、そういう取組を推奨できる環境をつくっていくことが使命だというふうに思いますので、その点については御理解を賜りながら、今後の方針等の中で、また教育委員会と相談させていただきながら、進める方策については検討してまいりたいと思います。

○議長（松井正樹君） これで1番 北村一磨君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 田中由紀子君。

[5番 田中由紀子君 一般質問]

○5番（田中由紀子君） それでは、私は、1番、 笹尾山周辺整備計画と新設公園について、2番、新高校生の学習用タブレットについて、3. 池田温泉へのバス廃止に伴い送迎の支援を、この3点について質問を行います。

1番、 笹尾山周辺整備計画と新設公園について。

昨年度策定された 笹尾山周辺整備基本計画について、今年度はサウンディング調査を予算化し、民間事業者との対話を通じ、本事業への関心度や参入の可能性を調査するほか、 笹尾山周辺整備のコンセプトに沿った施設の在り方や管理・運営手法について事業提案を募るとしています。また、併せて岐阜関ヶ原古戦場記念館を中心とした関ヶ原古戦場全体の可能性や将来性などについても調査することです。

笹尾山周辺整備基本計画を知った住民から意見があったと思いますが、どのような内容か、またそれがどのように生かされるのか、伺います。

さて、6月議会でも取り上げましたが、新設公園について私の考えを述べました。今回は 笹尾山周辺整備との関連で、新設公園を述べたいと思います。

笹尾山は、石田三成の陣跡、決戦地付近として関ヶ原合戦の観光中心地として全国各地から訪れる場所になっていますが、県関ヶ原古戦場記念館に訪れた観光客がその足で 笹尾山へ訪れてほしいものです。

笹尾山整備計画は、往時の景観復元というように、これまであった旧北小学校を取り壊しますが、しかし、これでは熱心な歴史ファンは満足されるかもしれません、一般的な観光客にとっては、何もないという印象を与えかねません。古戦場記念館から 笹尾山につなぐ間に自然を生かした公園があれば憩いの場になり、その印象は緩和されるのではと思います。同時に、 笹尾山周辺と公園を一体的に捉え、ウォーキングを楽しめるようにするなど、日常的に町民が親しめるようにできないかと思います。

少子化の中、公園をどう位置づけるかは費用対効果を十分考慮しなければならないと思います。ぜひ 笹尾山周辺と一体的に公園を位置づけ、努力を重ねていただけないか、伺います。

2番、新高校生の学習用タブレットについて。

岐阜県教育委員会は、県立学校と特別支援学校高等部における生徒用タブレット購入費用（6万円から10万円程度の想定）の全額を保護者負担とする方針を決めたとのことです。

高校生用タブレットについては、既に中学3年生の保護者に案内がされていると聞きました。夏休みの高校見学が終わったところで急なお知らせが届き、驚きました。学校ごとに必要な仕様が異なるため、合格発表後に購入となり、それまで金額も分からず高額なので困ります。制

服やジャージ等そろえるものも多いので、さらなる負担は重過ぎますなど声が出されています。

そもそも国のG I G Aスクール構想に基づいて、1人1台のタブレット配備が公費で進められた経緯があります。高校では、先生方の中からも多額の費用を強いる割に授業でそこまで必要となるのかという意見も出されています。こうした効果検証が不十分なまま、保護者負担が決まったことについて納得できないという思いはよく理解できるところであります。

県教育委員会の問題とはいって、関ヶ原町民の問題だと思います。町長はどのように受け止められるのか、伺います。県に対して保護者負担の軽減を求めていただきたいのと同時に、町として補助を検討されたいが、伺います。

3番、池田温泉へのバス廃止に伴い送迎の支援を。

池田温泉の経営改善を理由に、垂井駅から出ている池田温泉行きのバスが10月いっぱい廃止になると発表されました。関ヶ原からもそのバスを利用していた方がおり、困っています。池田町にはコミュニティーバスがないため、自家用車以外の交通手段は一般的なタクシーのみとなり、定期的な温泉利用は困難な状況となります。自宅にお風呂がない人やあっても高齢のため入りづらい人、独り暮らしで何かあったときが心配だと感じる人も増えてきました。介護状態になる前段階の高齢者には温泉利用が最適だと思います。

公衆浴場、いわゆる銭湯は、単なる入浴施設ではなく、公衆衛生の向上、住民の健康増進、地域コミュニティーの維持、さらには文化・観光資源として多岐にわたる重要な社会的価値を担っています。公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年6月法律第68号）は、公衆浴場（銭湯）の減少傾向に歯止めをかけるため、国や自治体が必要な措置を取ることを定めています。この法律に沿って、池田温泉が利用できるよう送迎を支援するなど、必要な対策を取っていただきたいが、伺います。

以上、3点について答弁をお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） それでは、まず笹尾山周辺整備計画と新設公園について答弁させていただきます。

笹尾山周辺整備計画については、学識経験者等にて構成する史跡関ヶ原古戦場保存整備検討委員会での調査・審議を経た上で、令和7年2月に笹尾山周辺整備基本計画案を公表し、同月にパブリックコメントを実施したところ、4名の方から13件の御意見がございました。主なものとして、北小学校を想起させる取組、観光客のみならず地域住民も集う工夫、馬防柵やガイダンス施設の整備内容などがあり、それら御意見を踏まえた上で、昨年度末に同計画を策定しております。今年度につきましては、住民の意見に十分配慮の上、同計画の具体化に向けた基本設計の検討を進めているところでございます。

そして、新設の公園計画につきましては、6月の議会全員協議会において、進捗状況とともに、用地確保等の課題など公園計画については再度検討を進めていきたい旨を御説明させていただいたところでございます。

田中議員が要望されておられる北部地域におきましては、用地確保が厳しい状況であります。一方、南部地域については、公園計画を推進するには中央公民館の建て替えなどの検討が必要となってまいります。

そのほかにも、町の山積する諸施設の整備計画、例えば、議員の質問の中にもあります 笹尾山周辺の整備計画や旧今須小中学校及び今須宿間屋場の整備、また旧南幼稚園の施設利用など、財源計画の精査も含め再検討したいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

次に、新高校生の学習用タブレットについてお答えします。

岐阜県立高等学校及び岐阜県立特別支援学校高等部では、現在、県教育委員会が貸与する学習者用タブレットを利用して授業などを行っていますが、令和8年度の新入生から個人所有のタブレットを学校に持ち込み利用することとし、8月末に岐阜県教育委員会から、中学3年生及びその保護者に案内されています。これは、高校段階では探求的な学習や進路に応じた学習活動の個別化が一層進むため、自らのタブレットを学習の道具として継続的に使いこなすことが重要になってくること、そして他県の令和8年度以降の整備状況が6月現在、公費負担で行っているのが6県、保護者負担が37県、検討中であるというのが4県あります。そういう状況を踏まえて、原則として個人で準備することとしたのではないかと思われます。

一方、数万円規模のタブレット購入費は家庭によっては決して軽い負担ではないことから、県教育委員会はタブレットを通常よりも安価で購入できるECサイトを準備することや、一定の条件を満たす低所得者世帯については、現行の学習用タブレットと同様、県教育委員会より貸与することを検討していると案内してみえます。

町としましては、学習タブレットをはじめ、個人での所有する学用品等に対する補助は考えておりませんが、高等学校の奨学金制度や減免措置といった既存の制度を積極的に活用できるよう周知を図ってまいりたいと考えています。また、今後の動向を注視し、高等学校就学準備等支援金の県補助額の増額要望を考えていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

次に、池田温泉へのバス廃止に伴い送迎支援をという御質問ですが、池田温泉につきましては、各種報道にありますとおり、食事どころや宿泊施設が閉鎖された状況で運営されていると承知しております。経営主体である池田町としては、現時点では温泉施設は継続するという判断の下、経営改善に向けて御尽力されていることと思います。

こうした中で、議員御指摘の公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に沿って送迎の支援のことですが、その対象となるのは、第2条において、物価統制令第4条の規定に基づ

き、入浴料金が定められている一般公衆浴場ということあります。池田温泉は、公衆浴場法ではその他の公衆浴場に該当し、一般公衆浴場には該当せず、いわゆるスーパー銭湯やレジャーホテルの扱いであり、この法律の対象とする施設ではありませんので、法律に沿っての支援は不可能と考えます。

しかしながら、高齢者の健康増進や相互交流という温泉が持つ福祉の優位性から見て、池田温泉には経営の安定を図る等の必要な措置を講じていただければと切に願うところでございます。

当町としましても、今後の状況を注視しながら、いろいろ検討していきたいなと思っております。以上です。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

[5番議員挙手]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 1項目ずつということで。

○議長（松井正樹君） そうです。

○5番（田中由紀子君） じゃあまず、笹尾山周辺整備と公園についてです。

私、前回6月にも言いましたけれども、中央公民館とセットしますと結局話が大きくなってしまうんだろうというふうに思っていましたし、今副町長が言われたように、財政的な面でもほかの町全体の問題として考えていかなければならないので、その意味でも、公園が南のほうになると非常に時間がかかるというふうに言いました。結果、北のほうで確保が難しいということになったんですけども、じゃあどうするかというところでは、今、私はやっぱりもう一度北の方面で探していただきたいというふうに思うんですね。

何でそういうふうに思うかといいますと、笹尾山観光地の中心点として本当に笹尾山ってすごく大事なところだと思います。その雰囲気を、記念館を見た人がそっちに向かう、その間に公園があれば観光地にとってもよりベターではないかというふうに思います。

大変少子化が進む中、公園にそんなにお金を積んでどうなんやという声も少数ではありますがありますので、やっぱり子どものための公園にプラスアルファの価値をつけていかないといけないのでないかというふうに思いますので、もう一度北方面で用地を探していただけないかというふうに思うんですが、伺います。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今おっしゃられたとおり、前もお話をさせていただいたところでございまして、財政的な面が、いずれにしても時間ということを考えなければ、それだけの費用はつき込んでいかんならんと思いますけれども、短期間にそれをやるというのは財政的に非常に厳

しい話でございますので、十分に検討しなきやいけないということは前回申し上げたとおりでございます。

その中で、再検討ということを前もお話しさせていただきましたけれども、一つは、南の中央公民館周辺での整備の在り方というものについて、いかにして効率的にできるか、整備そのものをやっていくためには財源の確保も含めて、あの場所での公園整備の在り方についても改めて考えていくことが第1点。

それから、北部地域で旧北小のすぐそばで整備をする中で公園化というのは、前も私も一番当初考えておったんですが、先ほども副町長が申し上げましたとおり、検討委員会で、そこで児童公園は好ましくないという決断の中で、公園化という中においては児童公園じゃなしに史跡公園という位置づけの中で、若干遊べる地形を利用した遊びであるとか、例えば大きな施設はできませんけれども、アスレチック的な、いわゆる関ヶ原合戦を想起できるような施設というものは検討させていただいてもいいんではないかというようなお話もございますので、そこら辺は検討する中で、児童公園をそこに取り込むのは無理ですので、別の場所ということで今考えているところでございます。

ですから北小、以前候補地として上げたところはちょっと時間がかかり過ぎるということで、別の場所というのを今後検討させていただくという方向で、今別の適地というのを探せないだろうかというのが現状でございますので、その点を御理解いただきたいと思います。

また、そういう適地が見つかった場合には、そこでの整備計画というのも今後検討をしてまいることでございますので、別に公園を諦めたとかそういう状況ではございません。その点は御理解いただきながら、若干時間をいただいて再検討をさせていただきたいということでおざいますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 再々ですか。

○5番（田中由紀子君） 次。

○議長（松井正樹君） 2番やね。

じゃあ2番の再質問を許します。

[5番議員挙手]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ごめんなさい。2番に入る前に、ぜひ子どもたちは公園を早く欲しいと願っておりますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2番の高校生タブレットについてでございます。

実は、ある方が現役の高校生何人かにタブレットをどうしておる、どうやって使っておるという話を聞いたそうです。何か毎日は使っていない、週に数回使っておるだけやとか、調べるものがある授業やグループでの情報交換をするときぐらいだなあみたいな、そんな感覚や、使

っておるのかなあみたいな、そんな様子だったみたいなんですね。

私、最初の質問のところにも効果検証ということを書いたんですけど、自分の個人の文房具にするにはあまりにも高額ですよ。これは絶対お母さん方は憤慨していると思います、もしされを言われるんだったらね。皆さんスマホを持っておるもんで、スマホでいいんじゃないかという話になってしまふんですよ。でも、スマホではできないということですもんね。

私は、国がG I G Aスクールといって1人1台のタブレットというふうに決めたんだったら、やっぱり国が最後まで責任を持つべきやというふうに、本当に私も憤慨しております。その辺ちょっと言いにくいかもしないんですが、副町長に答弁していただけるのがいいのかなあと思うんですけど、本当にどんなふうに受け止めておるんやということを伺いたいと思います。

それで、先ほど入学支援金の増額を県に要望したいというふうに言わましたが、私は、タブレットを今までどおり公費での貸与、もしくはもっと県が支援できるように支援の増額を、同じことかもしれないんですが、タブレット用として補助をするなど、いわゆる本当に低所得者以外の普通の家庭、そういう対象にならない家庭についても補助をつけていただきたいということをぜひ要望していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊勝敏君） 今御指摘のあった高校生の利用についてですけれども、検証をすることも含めて、当然県の教育委員会のほうでは、どのように活用されているか、その活用の事例等も含めて、より積極的によりよい活用ができるようにということで検証しつつ、なおかつ学校への指導を続けていると聞いております。したがいまして、私の知る範囲ではありますけれども、高校生の学習の状況などを参観させていただくと、積極的に活用し、探求活動を行ったりとか、あるいはそれを家庭に持ち込んで調べ学習をしたりということで、積極的に活用している状況を聞いておりますので、それぞれ学校によって多少の温度差はあるかも分かりませんけれども、現在求められている学習においてはタブレットは必須のものであり、なおかつ今後それを高校卒業後も使っていけるための基礎として学習を進めているということもあります、その後社会に出ていく高校生にとって必要なスキルではあるというふうに考えておりますので高校生にとってのタブレットは決して、大きく生きるものであるというふうに私は考えておりまし、県の教育委員会も同様の見解を持っているのではないかと思っております。

したがいまして、それに対する費用負担ということについては、確かに議員おっしゃられるように多額のものでございますので、その辺の補助等については、当然今回についても県の教育委員会のほうもいろいろな措置は考えておられると思いますけど、その措置については県教育委員会が県として、あるいは県としてこの財政状況の中でどう考えていくかということですので、町の教育委員会としては、そのことについてのコメントは差し控えたいなと思っており

ます。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今教育長のほうがお答えしていただいたように、町としての公費補助とかそういうことについては、やはり今のところ考えは持っていないですけれども、県のほうに對して、やはり何がしか十分な検討をすべきだろうということはお話しさせていただきたいと思いますし、私が得ている今のところの情報では、今度の県議会でもこのことについて一般質問されるというのは聞いておりますので、その答え等を十分注視してまいりたいと思っていましてよろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） では3つ目、池田温泉、再質問。

[5番議員挙手]

田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それでは、なかなか県の問題でもありますし、ぜひ県には要望を強めさせていただきたいと思います。

次、池田温泉の送迎支援です。

法律の対象外というふうに言われましたが、実態としてはそういう利用がされているというふうに思いますので、その辺はそんな四角四面ではなく、柔軟に対応をしていただきたいと思います。

現在でも池田温泉については、利用料の割引の補助をしていただいているので大変ありがたいんですけども、結局足のない方にとってはぱったり行けなくなってしまうという状況になってしまふんですね。池田町の町民は、それこそデマンドタクシーというのがあって300円だったかな、でタクシーが利用できるというふうになっているんですが、同時にコミュニティーバスも廃止されてしまったので、池田温泉に電話して聞いたんです、そこまで町外からどうやって行けばいいんですかと聞いたら、養老鉄道に乗って池野駅で降りて、そこが一番ですと言われたんですけど、池野駅から池田温泉まで歩いてどのぐらいですかと言ったら、何かすごいかかるって言って、車で10分とか15分と言われたもので、ありやという感じだったんです。

このバスが廃止される以前にも、もう少し関ヶ原から週に1回でもいいのでそういうバスが出してもらえとありがたいなという声も幾つか聞いておったんです。ぜひ、今後池田温泉がどうなっていくかというのは分かりませんけれども、やっぱり当面の間でもバスを送迎していくだけだと大変ありがたいと思うんですが、そういう取組は考えてみえないのか、伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） かぶっていませんか。1問目と。大丈夫。

○5番（田中由紀子君） いや答弁があんまり、あれやつたで。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 田中議員のおっしゃることは重々御理解できるんですけれども、ホームページに、池田町以外で名古屋圏、大阪圏とかいろいろアンケート、51ページにわたる文、それも読ませていただきました。そしたら、田中議員の言われる、駅から池田温泉までのシャトルバスが出ているんですけど、町民の方はほとんど使われていないという話もあって、多分今バスが出ている垂井から池田温泉までのバスは廃止になるし、多分その町内のも多分経営改善でなくなるんではないかと思います。

それで、例えばうちがバスを支援するといつても、例えば垂井駅から池田温泉へ行政区域以外の全く違うところに送迎バスを出すというのも変ですし、うちから、関ヶ原駅で池田温泉へ行くバスの方法もあろうかと思うんですが、ただ言えるのは、あくまで池田温泉は企業体ですので、町外の企業体の経営改善に支援しておるんじゃないかなって疑われる可能性もあるんで、その辺ちょっといろいろ方策はあれかと思うんですけど。ただ法でいうと、これはレジャー施設と一緒に温泉としたなら、大垣にコロナの湯というのがあります。そこは、大垣駅からシャトルバスが出ていますので、池田温泉の入浴料の助成金をまだ続けていますけど、そういう手もあるのではないかなど。

いずれにしましても、今の現在ではどのように池田温泉が経営を立て直していくのか、それともってなっていくのか、その辺ちょっと様子を見ていかないと、今やみんなにじやあ何とか支援しましょうというわけにはいかないんかなという、ちょっと申し訳ないんですけど、そういう状況かなと思います。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

[5番議員挙手]

田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） せんだって長野県の泰阜村、泰平の泰に岐阜の阜と書いて泰阜村というところに行ってきました、1,400人の村なんです。そこでは、特別養護老人ホーム50床の特養も村営でやってみえまして、その中間に有料老人ホームも村営でやっておられまして、地域コミュニティーセンターもありまして、その間の有料老人ホームのお風呂にもみんな一般の人も入れるようになっており、地域コミュニティーセンターもお風呂があり、いっぱいお風呂に入れるというような環境だったんですね。ああ、村営でそんなふうにできるんやとすごい感心したところです。

私は、将来的にはお風呂を町内でつくっていただくということは本当に必要だなあというふうに感じたところでございます。池田温泉については、先ほどコロナの湯という方法もあるよみたいな話をされましたけれども、ちょっと当面は池田温泉が一番近いというところでは、ぜひ検討課題として取り組んでいただきたいというふうに思いますので、ちょっと将来的なこと

も含めて答弁をいただければありがたいと思います。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、泰阜村、多分温泉が湧き出ているんですよね。池田温泉は温泉とはいいながら加熱をして維持していると。それが莫大な費用になって経営を圧迫しているということは聞いております。

そんな中で、関ヶ原町にもそういう温泉施設がありやあいいなと、確かにありやあいいんですけども、源泉かけ流しの温泉があるんやったら施設を造るだけで後の経費というのはある程度計算できると思うんですけれども、やはり池田温泉のように加熱を必要とするような温泉施設は、経営的には非常に厳しい状況だというのは認識しているところでございますし、先日、池田町長ともお話しさせていただいたときに、その対策として考えているけれども、今やることについては国の補助が出ると。ただし、更新をしようと思ったときには全額出さんならんと、その費用は莫大になるんでもやないけれども目先の補助金に飛びつくわけにはいかんというお話をいただきました。それは、関ヶ原町でもいえることだと思いますし、温泉がいいないなで造っても、後の運営経費等をどうやって考えていくかということを考えたときには、慎重に検討していかなきやならないだろうというふうには思うところでございます。

そういうことを関ヶ原町の今の状況等を考えながら、今後も検討してまいりたいとは思いますけれども、今たちまちにつくるというのは非常に厳しい状況だということも御理解いただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） これで5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

続きまして8番 高木博之君。

[8番 高木博之君 一般質問]

○8番（高木博之君） 議長のお許しを得ましたので、3点ほど質問をさせていただきます。

古戦場整備事業の今後のグランドデザインについて、全体構想ということですが。

質問の要旨、関ヶ原古戦場整備事業報告書によると、平成27年度から令和2年度の6年間にかけて町全体で各種の事業が実施されました。その後も県補助等などを受けて継続的に事業を進められている状況ですが、報告書の中で今後の課題等としての記載がありました。課題の解消に向けて順次進めておられることは思いますが、その内容等を含めて下記についてお伺いいたします。

1. 開戦地付近では良好な景観づくりに努力されております。今後は民間企業の参入により、さらに進んでいくとは思いますが、区域内道路については一部通学路でもあり、積雪時における安全性確保のために道路整備が必要と考えます。

2. 決戦地においては、今後、笛尾山周辺整備事業計画により進められると思いますが、国道からの大型車両のアクセスについて、国道365号と21号バイパスですが、計画には記載があ

りませんが、改修等が必要であると考えます。

3．徳川家康の最初の陣地については、既存の駐車場は道路を横断する箇所にあるため、史跡来訪者の安全を確保するために、国道を横断しない場所への駐車場の確保を検討する必要があると考えます。

以上3点について町のお考えをお伺いいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 古戦場整備事業の今後のグランドデザインについて答弁させていただきます。

初めに、耕作放棄地が目立つ開戦地については、町において令和4年度から景観作物の作付による景観整備のほか、民間企業による公園整備や農業参入の検討などにより一定の成果があったものと認識しておりますが、議員御指摘の道路整備については、国史跡地内であることを踏まえ、これまでの文化庁との協議により、農業用道路以外の道路改修は認められておりませんので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、国道からの大型車両のアクセスについて、町道決戦地線から乗り入れて 笹尾山多目的エリアに駐車、その後国道365号へアクセスする実情を踏まえ、大型車両も含む動線計画について 笹尾山周辺整備基本計画にて整理しております。同国道から大型バスでの 笹尾山へのアクセスについて、財政状況も十分考慮した上で検討を進めてまいります。

最後に、徳川家康最初陣地については、現在国道21号北側に駐車場があることから、現地の看板では歩道橋を渡るよう注意喚起しているところです。国道南側での駐車場確保については、現地の状況を踏まえると実現性が極めて低いと言わざるを得ないため、まずは史跡来訪者に対して歩道橋を渡るよう、改めて注意喚起してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

[8番議員挙手]

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 開戦地については道路整備は難しいというようなことでございましたが、それに続いてちょっと区域外かも分かりませんが、JR跨線橋付近ですね、冬期に凍結による事故と、跨線橋を下ってからの話ですが、一部雨水による冠水状況というものがございますで、その辺の解消等もやっていただければと思います。

続いて、一緒でいいですか、2、3と、跨線橋、JRの区域外ですけど、北側の話です。

[発言する者あり]

21号からの、下っていくところの辺がよく凍ったりして。区域外にはなりますけれども。

[「柴井」の声あり]

柴井です。そうです。今後ずっと残っているもんで、水たまりができたりして、区域外ではありますけど。

あと、決戦地についてでございますが、なかなか一部検討はせなあかんとは書いてございますが、今後解体工事に当たってトレーラーやら何かちょっと入りにくいやなと思いますし、あと幅員不足による、整備されるときには歩行者等が……、1つずつ……。

[発言する者あり]

関連で言っただけですけど。

[発言する者あり]

○議長（松井正樹君） 1番のときに全部一緒に言ったもんやで、これは全部一緒に行きたいです。大きな枠としてそういう捉え方をします。

○8番（高木博之君） はい、一緒にやね。

すみません。決戦地についてでございますが、今の話ですね、トレーラーやら何かの搬入が、解体について今後なかなか難しいようなこともあるかと思いますので、一部隅切り等でその辺対処できるのではないかと思いますし、今のところ北小の道路については幅員が5メーターしかございませんので、今後整備されていくと歩行者等が増えるのではないかと思われますので、その辺の安全性確保が必要に、一部歩道として、南側の道路については歩道がありますので、そこから北上する場合についてのちょっと幅員が足りないのではないかということで、検討する必要があるのではないかと思いますし、あと、最後の徳川家康の最初の陣地につきましては歩道橋付近でのです。今の駐車場は借地ですので、あの辺で用地が確保できれば歩道橋の側ですぐにできるのではないかという、これも案なんんですけど、南側で一番確保できればいいんですが、その辺が難しいということであれば、一部遊休地がございますので、その辺も検討されたらどうかというようなことでよろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

私のほうからは、最初の開戦地のほうのお話ですね。国道21号からJR柴井の跨線橋を渡った辺のちょっと暗くなったところですよね、あそこが冬のときに雪が積もると凍るというお話だと思うんですけど、確かにあそこは木が生い茂っておりまして、凍るということは分かるんですけど、あそこについての対応というのは除雪でやっておりまして、それにおいて大体の解消はされていると思っているんですけど、ほかのところも、もっと北のほうに行けば島津の陣地の辺りも同じような状況ですので、除雪をきちんとやらせていただきたいなというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 2番目の、決戦地のほうの道路の幅員とか北小の解体の関係でトレーラーがというような御質問だったというふうに受け止めております。

まず、トレーラーとか解体の搬入というか、北小の解体の工事のほうにつきましては、またその工事が決まってそれはどういうふうに搬入していくかというのは、今後の検討かなあというか、そこはこれから調整していく話かなあというふうに思っております。

道路の、先ほど議員おっしゃっておられました北に上がっていく町道決戦線のほうは、こちらの笹尾山周辺整備計画のほうで道路の現況のほうとしましては6メートルというふうにちょっと整理しておりますけれども、景観舗装も含めて、そういった形で検討を計画の中で位置づけておりますので、その辺の具体化につきましては、先ほど別の答弁でもありましたが、笹尾山周辺整備計画の中で、まずは検討、計画の具体化について進めてまいりたいというふうに思っております。

最後ですが、徳川家康の最初陣地、一部遊休地というお話をございましたが、いずれにしましても、現地の状況も踏まえて、ちょっと実現性が極めて低いということは、ちょっとすみません、繰り返しになるんですが考えておりますが、その辺の検討もさることながら、まずはやはり史跡来訪者に対して注意喚起というふうに考えておりますので、御理解のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

○8番（高木博之君） 関連事項として、小早川秀秋陣地、松尾山登山口の専用駐車場というこ  
とですが、これは関連ということで、すみません、いいですか、議長。

○議長（松井正樹君） あまり飛ばんといて。

○8番（高木博之君） 関連なんで、なしで。

○議長（松井正樹君） 関連……。あまりいかがなものかな。

○8番（高木博之君） 以上でよろしいです。

○議長（松井正樹君） よろしいですね。

これで8番 高木博之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時16分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### 日程第3 議案第58号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第3、議案第58号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議

についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第59号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第4、議案第59号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第60号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、議案第60号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第61号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、議案第61号 関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第62号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第62号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第63号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第63号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

る条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第64号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第64号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第65号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第65号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第66号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第11、議案第66号　令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第67号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第12、議案第67号　令和7年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 議案第68号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第13、議案第68号　令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事

業勘定) 補正予算(第2号)を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第69号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第69号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算(第2号)を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第70号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第70号 令和7年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第71号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第16、議案第71号　令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第72号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第17、議案第72号　令和7年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第73号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第18、議案第73号　令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第74号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第19、議案第74号 令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第75号から日程第28 議案第83号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第20、議案第75号 令和6年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定から日程第28、議案第83号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案につきましては、決算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 谷口輝男君。

○決算審査特別委員会委員長（谷口輝男君） お許しを得ましたので、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第75号 令和6年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第83号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの9議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

本特別委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされました。令和7年9月5日及び8日の2日間、役場大会議室において委員全員の出席により開催いたしました。欠席委員はございませんでした。

会議事件説明のための出席者は、福安会計管理者兼税務課長、高木企画政策課長はじめ所管の各担当課長、職務のための出席者は松井議長、難波議会事務局長、西村書記であります。

各会計の審査につきましては、歳入歳出決算書に基づき、関係する各担当課長より概要説明を受けた後、質疑を行い、決算内容について慎重に審査を行いました。

審査の結果、付託を受けました9議案のうち、議案第76号 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計決算歳入歳出決算の認定については、賛成4、反対1でした。

その他の8議案につきましては、全会一致で監査委員の報告のとおり認定するに差し支えないとの結論に達し、9月8日午前11時40分に閉会いたしました。

なお、一般会計及び特別会計、公営企業会計の決算審査における要望事項の内容につきましては、お手元に配付しましたとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（松井正樹君） ただいまの委員長報告にありました要望事項に対して、理事者側の考え方を伺います。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、令和6年度一般会計及び特別会計決算の決算審査特別委員会における要望事項について回答させていただきます。

歳入につきましては、人口減少などにより税収への影響が懸念されることから、ふるさと納税などの自主財源の確保に努める一方、過疎対策事業債については、事業の必要性と将来への財政負担を考慮した上で、過疎地域持続的発展計画に基づいて有効な財源の一つとして活用していきたいと考えております。

各使用料につきましては、労務単価の上昇や物価高騰による維持管理費の増加を反映し、適正な受益者負担額となるよう検討してまいります。

歳出につきましては、物価高騰や賃金上昇の影響による経常的な経費の増加が今後も予想されるため、総合計画、過疎地域持続的発展計画に基づき、優先課題を明確にし、事業を選択・展開するとともに、健全な行財政運営に努めてまいります。

また、事業推進の諸要件により不用額が生じるような場合においては減額補正を行うよう心がけておりますが、年度末にかけての事業運営上、予算の見込みが難しい場合等、結果的に多

額の不用額を生じる場合もございます。今後につきましても、引き続き年度末での事業費見込みについて十分精査をし、可能な限り適切な減額補正等の処理をしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

各特別会計においては、独立採算の原則を意識し、保険料や使用料、サービス利用料などの収入を安定的に確保するとともに、経常経費を見直すなど費用の縮減に努め、健全な財政運営を実施してまいります。総合計画の後期基本計画では、重要テーマを設け、優先課題を明確にし、的確な財源配分を行っております。今後、さらに成果の見える行財政運営に努めてまいります。

次に、公営企業会計についてでございます。

まず、未収金対策についてでございますが、これまでと同様に納付期限経過後の督促や催告を実施し、早期の納付促進に努め、催告に応じていただけない滞納者に対しては給水停止措置を実施することにより新たな未収金の発生を防止し、納付誓約による未収金の回収を行い、未収金対策に努めてまいります。

次に、有収率の向上についてでございますが、昨年度は69.1%で前年度より0.3%改善をいたしましたが、3年続けて70%を割り込んでいる状態が続いております。これは、毎年町内において発生している大きな漏水が有収率の低下の原因と考えております。また、当町の有収率は全国平均より低い水準にあるため、今後も漏水調査の実施による漏水活動の把握による早期修繕対応、老朽管路の計画的な更新により、有収率の向上に努めてまいります。

続いて、第4次拡張事業の推進についてでございますが、藤古川水源におきましては、土砂搬出用道路が整備され、堆積土砂の搬出が可能となりましたが、集中豪雨により原水が高濁度となり、また、土砂の堆積が進んでいるため取水の確保が問題となっております。平井浄水場の浄水能力が十分ではなく、藤古川水系の全てを平井浄水場の浄水で賄うまでには至っておりません。平井6号井試験では十分な取水量を確保できる結果が出ております。今後の施設整備には多額の費用を要しますが、安全な水の供給のため、第4次拡張事業を着実に進めてまいります。

また、接続率の向上に向けた対策でございますが、公共下水道、農業集落排水施設の未接続世帯について、個別に早期の接続を依頼することにより接続率向上に努めてまいります。

最後に、使用料金の適正化についてでございますが、各会計とも一般会計からの補助金等により事業経営を行っている状況にあります。また、人口減少による使用料収入の減少や近年の物価高騰による費用増加により厳しい事業運営となっている状況にありますので、今後の安定した事業運営のため、今年度策定する経営戦略の中において、使用料金の適正化に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより各議案ごとに順次、委員長報告に対し質疑を行い、採決まで行います。

最初に、議案第75号 令和6年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第76号 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんね。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論を許します。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

1人当たりの保険料は、令和5年は6万4,747円、令和6年は7万5,174円と前年比1万427円の増となりました。後期高齢者医療広域連合は、2年を1期とした財政運営をしています。

令和4年から5年の2年間、これも保険料が増額でした。ですので、2期連続の値上げです。

令和6年度の保険料値上げについては、政府が決めた出産一時金の支援金の一部を高齢者が負担するよう制度改正があったことが大きいです。このように、世代間の中で押しつけ合うやり

方はいずれ破綻がきます。何よりも75歳以上という収入も限られている世代に医療費の負担を押しつけるのは間違っていると思います。これまでずっと社会を背負ってきた、そういう世代こそ安心して生きられる幸福な社会を望みます。

以上の理由から、決算認定について反対をいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、賛成討論を許します。

[挙手する者あり]

2番 吉田仁君。

○2番（吉田 仁君） 私は、議案第76号 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、その内容や執行状況において、特に指摘すべき事項もなく、議会が承認した予算を適正に執行されたものであると認められます。なお、反対討論にありました本保険料の改正については、現在の厳しい財政状況の中、医療給付費の動向や制度改革を踏まえ、岐阜県後期高齢者医療広域連合によって改定された保険料率に基づき、適正に算定されたものであります。

よって、私は、議案第76号 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成するものであります。

議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（松井正樹君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第77号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第78号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第79号 令和6年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第80号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第81号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第82号 令和6年度関ヶ原町公共下水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり、認定するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第83号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

#### 日程第29 町議第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第29、町議第4号 再審法改正を求める意見書についてを議題とします。

本案については、朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） それでは、町議第4号 再審法改正を求める意見書について御説明を申し上げます。

冤罪は人権侵害の一つであり、冤罪の防止や冤罪被害の救済は重要な課題であります。冤罪被害を救済するための制度としましては再審がありますが、その手続を定めた法律には再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれているのが現状であります。よって、冤罪被害を一刻も早く救済するために、

再審法改正を求める意見書を国に対して提出するものでございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本議会に上程されました案件の審議は全て終了いたしました。

---

### 閉会の宣告

○議長（松井正樹君） これをもちまして、令和7年第4回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時48分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

関ヶ原町議会議長　　松　　井　　正　　樹

会議録署名議員　　吉　　田　　仁

会議録署名議員　　子　　安　　健　　司